

Q&A 税申告に関するよくある質問

課税課市民税係 ☎042-497-2040

Q 年金受給者の確定申告不要制度とは何ですか？

A 公的年金収入が400万円以下であり、かつその他の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告がいらぬ制度です。

ただし、所得税の還付が発生する場合は、申告手続きが必要になりますのでご注意ください。また、市・都民税については、年金支払元から年金支払情報が送付されるため、ご本人からの申告がなければ、その情報に基づいて市・都民税の計算を行います。

Q 昨年、多額の医療費がかかりました。医療費控除とはなんですか？

A 昨年中に自身および生計を一にする家族のために支払った医療費が一定額以上ある方が受けられる、所得控除の1つです。

「支払った医療費－保険金などで補てんした金額－10万円または総所得金額の5%のいずれか少ない方＝医療費控除額」となります。

Q 医療費控除を受けるためには何が必要ですか？

A 申告書と医療費控除の明細書の提出が必要です。

申告書に、領収書の代わりとして「医療費控除の明細書」の添付が必須です。明細書には、「医療を受けた方」「病院等」ごとに、自身や生計を一にする配偶者・親族のために支払った医療費を記入してください。平成29年度から領収書の提出は不要となっていますので、申告の際に持参する必要はありません。ただし、領収書などは確定申告期限から5年間自宅などで保管してください(税務署が調査のため提出を求める場合があります)。

Q 昨年、ローンで住宅を購入しました。控除を受けたいのですが、どこで申告したらよいですか？

A 所管の税務署で、確定申告をしてください。

住宅等を購入した場合、「住宅借入金等特別控除」の適用を受けるためには、税務署へ確定申告書を提出する必要があります。内容に関する相談は、所管の東村山税務署 ☎042-394-6811へお問い合わせください。

Q 数年前に離婚し、所得がない13歳と10歳の2人の子どもがいる親です。昨年中の合計所得金額は300万円ですが、ひとり親控除を受けることができますか？再婚はしておらず、住民票上に未届の夫や未届の妻などの記載もありません。

A ひとり親控除の適用ができます。

16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用を受けることはできませんが、現在再婚や事実婚をしておらず、生計を一にする子を有し、本年分の合計所得金額は300万円であることから、ひとり親控除を受けることができます。ひとり親控除とは、ひとり親である納税者が受けられる所得控除であり、令和3年度(令和2年分)の市・都民税から適用されます。原則として昨年12月31日の現況で、次の3つの要件にすべて当てはまる人がひとり親であると定義されます。

1	その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
2	生計を一にする子がいること(この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、ほかの人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。なお、生計を一にする子の年齢に制限はありません)。
3	合計所得金額が500万円以下であること。

Q 非課税年金(遺族年金・障害年金)のみを受給している場合や、昨年中無収入であった場合、申告をする必要がありますか？

A 収入がないという旨の市・都民税申告をしてください。

同居の親族の扶養になっていない場合、収入状況が不明になってしまうため、義務ではありませんが市・都民税申告をお願いします。なお、市・都民税申告が国民健康保険税などの資格審査の資料として必要になる場合があります。

【東村山税務署からのお知らせ】 東京税理士会東村山支部による無料相談会の中止について

市報1月1日号に掲載した、2月2日(火)～4日(木)開催予定の税理士による所得税等の確定申告無料相談会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを踏まえ、中止となりました。令和2年分確定申告について、申告相談または作成補助が必要な方は、東村山税務署へお問い合わせください。☎東村山税務署 ☎042-394-6811

【市からのお知らせ】 生涯学習センターでの市・都民税申告の受付について

市報1月15日号に掲載した、2月2日(火)～4日(木)開催予定の市・都民税申告の受け付けは予定どおり行います。☎課税課市民税係 ☎042-497-2040

まき材、シイタケ栽培用ホダ木の配布

市では、貴重な財産である雑木林を後世に残すため、雑木林の公有地化を進めています。公有地化には多くの費用が必要なことから、清瀬市緑地保全基金の充実を図るための施策を実施しており、まき材・シイタケ栽培用ホダ木の配布もそのひとつです。

配布するまき材・シイタケ栽培用ホダ木は、市内雑木林の萌芽更新によって伐採した樹木のうち、まき材(長さ35㍎)やシイタケ栽培用ホダ木(長さ1㍎)に適した寸法に切断したものです。市の緑地保全に対する考え方に賛同された方に配布します(なくなり次第終了)。

了)。緑地を守るための、清瀬市緑地保全基金へのご協力をお願いします。

☎2月2日(火)・3日(水)・9日(火)・10日(水)・16日(火)・17日(水)・23日(火)・24日(水)、3月2日(火)・3日(水)いずれも午前10時～正午(雨天中止。23日は祝日ですが配布を行います) 伊藤記念公園台田の杜 ☎水と緑の環境課緑と公園係 ☎042-497-2098

※配布日のみ、台田の杜広場を駐車場として開放します。
※マスクの着用をお願いします。



令和2年度 消費生活講座7

清瀬からの発信“SDGs”

～私たちの買い物の世界を変える つくる責任、つかう責任～

「誰一人として取り残さない」として、平成27(2015)年9月の国連総会で採択されたのがSDGs(持続可能な開発目標)です。貧困、飢餓、保健衛生、教育、ジェンダー、気候変動、海洋資源など地球上のさまざまな解決すべき17の課題に、各国が目標を定めて実施に移すことを約束しました。

人権を守り、環境や生態系を考え、持続可能な世界を実現するために私たち消費者ができることを考えます。どなたでも参加できます。先着20人。

☎3月2日(火)午後2時～4時 消費生活センター

☎横浜国立大学名誉教授 西村隆男氏



西村隆男氏

☎2月1日の午前9時から平日午前9時～午後5時に、電話で消費生活センター ☎042-495-6211へ
※保育あり(6か月から未就学児。先着3人)。ご希望の方は、2月1日から電話で申し込み。